

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号）の一部を次のように改正し、2023 年 8 月 1 日から施行します。ただし、第 1 条の 2 の改正規定については 2023 年 8 月 28 日乗車となるものから施行します。

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 1 条 西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。</p> <p>2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。</p> <p>(注) 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 7 号）</p> <p>(2) 戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第10号）</p> <p>(3) 知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年11月西日本旅客鉄道株式会社公告第48号）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(座席指定料金)</p> <p>第 71 条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて旅客規則に定める旅客会社線区間の額とする。</p> <p>2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</p> <p>第 72 条 削除</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 1 条 西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。</p> <p>2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。</p> <p>(注) 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 7 号）</p> <p>(2) 戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和62年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第10号）</p> <p>(3) 知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年11月西日本旅客鉄道株式会社公告第48号）</p> <p><u>第 1 条の 2 日田彦山線 BRT 添田・日田間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(座席指定料金)</p> <p>第 71 条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて旅客規則に定める旅客会社線区間の額とする。</p> <p>2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</p> <p><u>3 前各項にかかわらず、別に定めるところにより、座席指定料金を旅客会社線区間の座席指定料金と当該連絡会社線区間の座席指定料金を併算した額とすることがある。</u></p> <p>第 72 条 削除</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>